



# 【coffee break】 2013.01.25

平成 25 年度税制改正大綱  
(平成 25 年 4 月 1 日以降の登録免許税等について)

---

昨日、平成 25 年度税制改正大綱が発表されました。登録免許税を中心に改正「予定」についてご案内申し上げます。

参考：平成 25 年度税制改正大綱（自民党 HP より）

[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf085\\_1.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf)

以下、租税特別措置法を「法」と略します。

## 延長予定

土地の売買、信託（法第 7 2 条）

- ・土地の所有権移転登記（原因：売買） 税率 1.50%
- ・土地の所有権移転登記（原因：信託） 税率 0.30%

2 年延長予定

住宅用家屋証明書（法第 7 2 条の 2、第 7 3 条、第 7 5 条）

- ・（新築）建物の所有権保存登記 税率 0.15%
- ・（中古）建物の所有権移転登記 税率 0.30%
- ・建物の抵当権設定登記 税率 0.10%

2 年延長予定

TMK が取得した特定不動産（法第 8 3 条の 2）

- ・土地建物の所有権移転登記 税率 1 . 3 0 %

2 年延長予定

## 新設予定

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（仮称）により創設される特例事業者（仮称）が、同法の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に一定の不動産の取得をする場合。

- ・所有権保存登記 税率 0 . 3 0 %
- ・所有権移転登記 税率 1 . 3 0 %

不動産取得税についても、課税標準を当該不動産の価格の 2 分の 1 にする軽減あり。

## 廃止予定

- ・オンライン申請における特別控除（法第 8 4 条の 5）

以上です。

今後とも宜しくお願い申し上げます。